

## 船舶事故調査報告書

平成29年12月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成29年4月24日 06時30分ごろ～09時29分ごろの間）
発生場所	不明（宮崎県延岡市島毛 <sup>のべおか</sup> 燈標東北東方沖）
事故の概要	漁船第五ひろ丸は、小型底びき網漁の操業中、船長が落水し、死亡した。
事故調査の経過	平成29年4月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第五ひろ丸、4.7トン MZ3-5209（漁船登録番号）、個人所有 9.84m（Lr）×2.48m×0.88m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和55年12月20日
乗組員等に関する情報	船長 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年6月6日 免許証交付日 平成27年4月30日 （平成32年11月13日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好、気温 約18℃ 海象：海上 平穏、水温 約17℃
事故の経過	本船は、船長（以下「本船船長」という。）が1人で乗り組み、小型機船底びき網漁の目的で、島毛燈標東北東方沖において、えい網しながら南西進中、平成29年4月24日06時30分ごろ本船の東方をえい網しながら北東進していた僚船の船長と漁業無線で交信した。 僚船の船長は、本船船長と交信してから2時間ほどで操業を終えたころ、船首を南東方に向けて止まっている本船を見て漁業無線で本船船長を呼んだが応答がなかったので、09時00分ごろ僚船を本船に

寄せ、本船に移乗して本船船内を見回ったところ、船尾部までビーム（漁網の網口を広げるための漁具）が引き上げられ、海中に漁網が浸かった状態であることを認めた。

僚船の船長は、本船船内に本船船長の姿が見当たらなかったため、‘本船船長が所属する漁業協同組合’（以下「漁協」という。）の担当者に本船船長が行方不明であることを携帯電話で連絡し、漁協の担当者がその旨を日向海上保安署に通報した。

僚船の船長は、漁協の担当者から本船の漁網の揚収を指示されたので、他の僚船の乗組員3人と共に揚網作業を行っていたところ、09時29分ごろ海中から漁網の右舷側に右足が絡んでいる状態の本船船長を発見した。

僚船の船長は、漁協の担当者に連絡するとともに、本船船長を他の僚船1隻に引き上げて延岡市の南浦漁港（安井地区）に移送させた。

本船船長は、移送された後、救急隊により死亡が確認された。

本船船長の死因は、溺水と検案された。

（付図1 事故発生場所概略図 参照）

その他の事項

本船は、ふだん、南浦漁港（安井地区）を基地にし、船長が1人で乗り組んで操業していた。

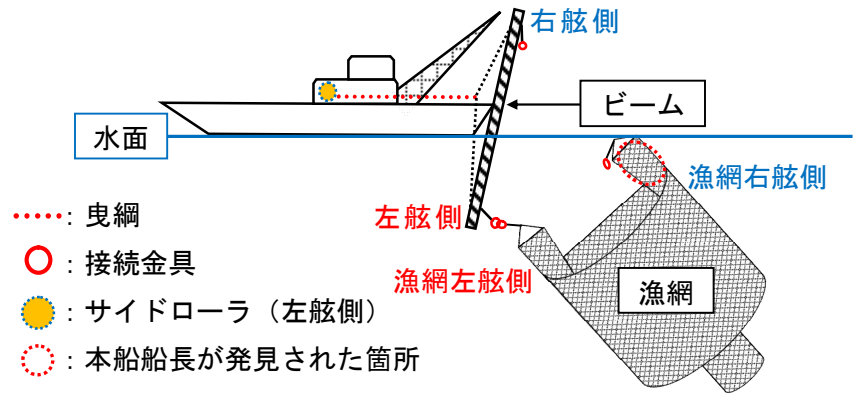
本船船長は、ふだん、揚網作業の際、曳綱<sup>ひきづな</sup>1本を本船の操舵室左舷外壁に設置されたサイドローラで巻き、船尾部までビームを引き上げて曳綱をサイドローラに固縛し、ビーム右舷側の接続金具を外してビームを左舷側に揚収した後、後部甲板に漁網を手繰り寄せていた。

本船は、僚船の船長が移乗した際、主機がアイドリング運転された状態で曳綱がサイドローラに固縛され、また、船尾部までビームが引き上げられてビーム右舷側の接続金具が外された状態であった。

本船は、本事故当時、漁網に漁獲物が入っていた。

（図1 参照）

図1 本事故当時の本船の状況



本船船長は、本事故当日の出港前、体調不良等を訴えておらず、また、本船船長の家族は、本船船長の健康状態に問題がないと思っていた。

	<p>本船船長は、発見時、長袖のポロシャツに胴付長靴を着用しており、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>本船船長の死因は、溺水であった。</p> <p>本船は、島毛燈台標東北東方沖において、本船船長が、06時30分ごろ僚船の船長と無線で交信した後、09時29分ごろ海中から発見されたことから、この間において死亡したものと考えられる。</p> <p>本船は、本事故当時、漁網に漁獲物が入っており、また、船尾部まで引き上げられたビーム右舷側の接続金具が外された状態であったことから、本船船長が、後部甲板で揚網作業中、ビーム右舷側の接続金具を外した後、落水したものと考えられるが、落水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が、島毛燈台標東北東方沖において、本船船長が、後部甲板で揚網作業中、落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型漁船に1人で乗船するときは、救命胴衣着用に努めるとともに、適切な着用を心掛けること。</li> <li>・ 防水型の携帯電話を常に身に付け、落水した際の連絡手段を確保することが望ましい。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

